

おokayamaデジタルイノベーション創出プラットフォーム規約

(名称)

第1条 本プラットフォームの名称は、おokayamaデジタルイノベーション創出プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）とする。

(目的)

第2条 プラットフォームは、産学官が連携してデジタル技術を活用したイノベーション（以下「デジタルイノベーション」という。）を創出し、その実践を通じて創出に貢献する人材を育成することで、岡山県内の企業等の生産性や魅力向上、若者の県内定着・還流を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 プラットフォームは、前条の目的を達成するために次に掲げる事業（以下「本事業」という。）を行う。

- (1) 前条の目的に賛同する企業や研究者・学生等の組織化
- (2) 会員同士のデジタルイノベーション創出に向けた議論及び予備検討
- (3) デジタルイノベーションに関連する情報収集及び共有
- (4) その他プラットフォームの目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 プラットフォームは、第2条の目的に賛同する会員で構成する。

2 会員の種別は次のとおりとする。

- (1) 法人会員 プラットフォームの目的に賛同する岡山県内において事業を行う企業及び岡山県内外の大学等高等教育機関・団体
- (2) 有識者会員 プラットフォームの目的に賛同する岡山県内外の大学等高等教育機関に属する個人
- (3) 特別会員 第7条に規定する役員会（以下「役員会」という。）がプラットフォームの運営・発展に特別に寄与すると認めたもの

(入会及び退会)

第5条 プラットフォームへの入会を希望する者は、所定のWebサイトから入会申込を行い、会長の承認を受けなければならない。

2 会員で退会を希望する者は、所定のWebサイトからその旨の届け出を行うこと。

3 会員は入会申込書に記載された会員名、住所、代表者名、その他プラットフォームが定める事項に変更があったときは、所定のWebサイトから速やかにその旨の届け出を行うものとする。

4 プラットフォームの会員が、入会審査基準に定められた入会資格を喪失したとき、若しくはプラットフォームまたは他のプラットフォーム会員の名誉を毀損した、又はプラットフォームの目的に反する行為をしたなど除名すべき正当な事由があるときは、第7条に定める役員会の決議によりその会員

を除名することができる。

(役員)

第6条 プラットフォームに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名

- 2 会長は、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」という。）が指名した者とする。
- 3 副会長及び幹事は会長が指名した者とする。
- 4 会長は、プラットフォームを代表し、プラットフォームを総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故のあるときは、その職務を代行する。
- 6 幹事は、会長及び副会長を補佐し、プラットフォームの円滑な運営を補佐する。
- 7 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員会)

第7条 プラットフォームの運営を円滑に行うため、プラットフォームに役員会を置く。

- 2 役員会は会長、副会長、幹事により構成し、次の事項について協議し、決定する。
 - (1) プラットフォームの運営方針・事業計画
 - (2) プラットフォームの予算案
 - (3) その他プラットフォームの事業運営に関する重要事項

(会員の権利・義務)

第8条 会員は、本事業に参加する権利を有する。

- 2 会員は、プラットフォームの定める規約その他プラットフォームの運営に係る諸規程及び役員会の議決を遵守し、プラットフォームの目的を達成するため、本事業に協力するものとする。

(プロジェクトグループ)

第9条 会員同士のデジタルイノベーションの推進を図るため、プロジェクトグループをプラットフォーム内に設置することができる。

- 2 プロジェクトグループの設置及び運営等については、別に定めるところによるものとする。

(情報の取り扱い)

第10条 会員は、他会員から開示提供を受ける情報について、本規約に添付される「おかやまデジタルイノベーション創出プラットフォーム秘密情報取扱規程」に基づき取り扱うものとする。

(知的財産権の取り扱い)

第11条 会員は、プラットフォームで行う議論及び予備検討等において発明等をなした場合、速やかに会長及び当該発明等に関する会員（以下「関係会員」という。）に対し、発明等にかかる特許等の

出願前にその内容を通知するものとし、その権利の帰属について関係会員が協議して決定するものとする。

(事業年度)

第12条 事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、プラットフォームが設立された年度の事業年度は、プラットフォーム設立の日から始まることとする。

(事務局)

第13条 プラットフォームは、事務局を岡山大学に置く。

(その他)

第14条 本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合については、その都度会員相互で誠意を持って協議の上、解決するものとする。

附則 この規約は、令和6年4月1日から施行する。